令和５年５月２５日　　開　会

令和５年５月２５日　　閉　会

第36回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第36回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年５月２５日（木）午後２時００分から午後３時１４分
２．開催場所　中里庁舎３階　大会議室

３．出席委員
①農業委員　２２名
会　　長　３番　村山　隆義
会長職務代理　８番　古高　悟

１番　小林　幹司	９番　髙橋　清一	15 番　長津　俊男	21番　重野　りえ子
２番　若井　君男		16 番　佐野　幸男	22番　近藤　正男
４番　根津　徳男	11 番　富井　公一	17 番　樋口　則雄	23番　樋口　富行
５番　村山　浩一	12 番　北村　公太郎	18 番　村越　益男	24番　島田　勝広
６番　金澤　茂	13 番　庭野　喜由	19 番　須藤　英雄	
７番　川田　正		20 番　村山　太郎	

欠席委員　10番　菅井　太一、14番　水品　正幸

②推進委員（招集委員　10名）

２番　小川　靜夫	18番　村山　進一	23番　桑原　朝平	27番　村山　守
12番　上村　晴彦		25番　井ノ川　歩	
13番　佐藤　三代治		26番　村山　伸一	

欠席委員　21番　髙橋　勝則、22番　内山　浩樹

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（1件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（3件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（6件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
議案第１号　農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について（1件）
議案第２号　農地法第３条の規定による買受適格証明書について（1件）
議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について（7件）

議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請について（1件）
議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請について（8件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
議案第６号　十日町市農用地利用集積計画について
・新規（11件）
・農地利用集積計画一括方式（2件）
・再設定（6件）

日程第５　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第７号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

その他

５．農業委員会事務局職員

本　　局	局　長	富井　悟	中　里事務所	主　査	上村　知誉
本　　局	農地係長	柳　秀人	松　代事務所	主　事	柳　裕子
本　　局	主　任	田村　聡子	松之山事務所	主　査	高橋　松由
川　西事務所	主　任	佐藤芽久実			

６．会議の内容
別紙の通り

６．会議の内容

村山議長　それでは、これより第36回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、10番委員と14番委員から欠席の届けが出されております。したがいまして、24名中２名の欠席でございますが、在任委員の過半数が出席でありますので、第36回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでことでございますので、指名させていただきます。第36回総会議事録署名委員は、24番委員と１番委員の両名からお願いいたしたいと思います。

あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第１号から第３号までございます。全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

【報告第１号～第３号説明】

村山議長　ただいま事務局から報告がございましたが、第１号から第３号までの間でご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

（質問、意見なし）

村山議長　特にご意見ないようでございますので、では次に進めさせていただきます。

続きまして、日程第３、議案第１号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」１件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局　議案書５ページです。議案第１号をご覧ください。今月は、農地法の許可に対する事業計画変更承認申請が１件ございました。それでは、説明いたします。

【議案第１号、５番説明】

村山議長　では、この案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　この案件につきましては、先月にも出ました。先月には11ページの受付番号

15番でしたが、面積とか住所は全く変わりなく、当初は１人の名前でしたが、今回は奥さんも一緒に、ほか１名ということが加わって、ほかの件に関しては一切変わりございませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　では、５番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、改めてお諮りいたします。この事業計画変更承認申請について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請（買受適格証明）について」１件の証明願が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。なお、この案件につきましては土地改良区の公売ということになっておりますので、土地改良区の役員で利害関係者ということで、６番委員、22番委員、それと私が席を外させていただきます。この後、会長職務代理から進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（会長、会長職務代理と交代）

（３番委員、６番委員、22番委員、退席）

古髙会長職務代理　それでは、日程第３、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請（買受適格証明）について」１件の証明願が出ております。この内容についてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明お願いします。

事務局　　６ページの議案第２号をご覧ください。農地法第３条第１項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願書です。農地の公売に参加するために必要な証明書でございます。それでは、説明いたします。

【議案第２号、１番朗読後、説明】

古髙会長職務代理　ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

（質問、意見なし）

古髙会長職務代理　異議はないということでよろしいですね。

それでは、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請（買受適格証明）について」１件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。１件について証明することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

古髙会長職務代理　異議なしでありますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、３番委員、６番委員、22番委員は中にお入りください。

（３番委員、６番委員、22番委員、入席）

（会長職務代理、会長と交代）

村山議長　会長職務代理ありがとうございました。

では、引き続き議事進行したいと思います。

では、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」７件の申請が出ております。この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　７ページの議案第３号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は７件ございます。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第３号、２８番朗読】

村山議長　では、28番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１９番　　両者は、ご兄弟でございました。弟さんが今回農業を始めるということで、お兄さんの土地を弟さんに贈与するということを確認してまいりました。以上です。よろしくお願いします。

村山議長　では、ただいま担当委員より報告ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では29番、説明願います。

【議案第３号、２９番朗読】

村山議長　では、29番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２番　　本日、10番委員が欠席ですので、私が代わって報告いたします。

10番委員から記載のとおり間違いないということを報告を受けていますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　29番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では30番、説明願います。

【議案第３号、３０番朗読】

村山議長　では、30番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１９番　　譲渡人には電話で、譲受人は電話したんですけども、いなかったもんですから、ご子息の方から確認してまいりました。記載の所有地の贈与ということでございました。以上、記載に間違いありません。よろしくお願いします。

村山議長　では、30番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では31番、説明願います。

【議案第３号、３１番朗読】

村山議長　では、31番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１６番　　23日、電話で確認させてもらいました。場所は、稲葉の集落内であります。譲渡人には奥さんのほうに携帯で確認しております。記載のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、31番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では次、32番、説明願います。

【議案第３号、３２番朗読】

村山議長　では、32番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２０番　　両者に確認したところ、もともと譲受人が借りていてやっていたところを買い受けるということになりました。記載のとおり間違いございません。よろしくお願いいたします。

村山議長　32番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では33番、説明願います

【議案第３号、３３番朗読】

村山議長　では、33番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２４番　　この案件は、空き家対策として譲渡人の家を譲受人が購入しまして、それに付随した農地であるということでございました。23日に両者に確認をしまし

た。内容については、記載どおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　33番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

１７番　　１つ確認なんですけれども、こういう農業を始めるためというのは、さっき事務局から、資格要件は満たしておるというような説明があったんですけれども、例えばこういう方、その次もそうなんだけど、機械とかあったり、例えば農業の従事日数だとか、いろいろなそういう携わるに要件があると思うんだけれども、そういうのも十分に満たしていると。住所地だけ見ると、どうやってやるのかなというのは単純に思ったもんですから、事務局のほうからその辺をもう少し詳しく説明をいただければと思います。以上です。

村山議長　では、事務局のほうで。

事務局　　こちらの33番の案件につきましては、委員さんのほうからもお話がありましたけども、空き家を買って、こちらに移住してくるということで、今回こういう案件になっております。

　また、その次の34番についても、こちらに住む、引っ越してくるということで、こういう案件になっているということでございます。なので、これから一生懸命頑張って農業をやりますということで申請が上がってきているということでございます。

村山議長　４月より下限面積が廃止されて、以前ですと空き家対策の特例の申請が上がって、その許可が出た後に改めてという形で空き家対策事業、移住の方はなってきたんだと思いますが、ここにあるように、経営状況ゼロという中で上がってきているということなんですが、普通ですと例えば機械が耕運機なり管理機があるとか、あと農業従事日数どれくらいとか、そういう条件も書類の中にあるわけですけども、その辺については確認しているんですよね。

事務局　　要件はクリアしています。

村山議長　その辺も一応クリアしているということなんですね。

事務局　　はい。

村山議長　これから徐々にこういう小面積、空き家の付随あるいは空き家に付随じゃなくても、こちらに来て休日に農業したいとか、そういうような案件が出てくるかも分かりませんが、出てきた場合、その辺の条件を確認はしているということで理解いただければと思うんですが。当然担当委員さんもその辺も確認する

と思いますし、よろしいでしょうか。

１７番　　高齢者が増えて、だんだん農業やる方が減っている中では、こういう会社員の方とかが率先してやりたいというのは非常にいいことだと思う。ただそういう資格要件があくまでもあるもんですから、労働日数だとか、その審査というのが適格にやられているのかなというので説明を求めました。でも、先ほどの説明で分かりましたので、以上です。

村山議長　あとやっぱり、こういう自宅に付随している畑についてはまだいいかも分かりませんが、ちょっと離れたところの農地も含めて購入あるいは譲り受けたような場合、そういうところの管理については、また農地パトロール等でよく確認していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では次に、34番の案件、説明願います。

【議案第３号、３４番朗読】

村山議長　では、34番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１９番　　今ほど説明があったように、名古屋から移住されて、こちらに移り住むという方でございました。地元の方にも電話で確認してまいりました。家とその土地を一緒に買い求めて、移住して農業を始めたいんだということでございました。ご本人さんも名古屋で畑を借りて耕作をしていたんだということも伺ってまいりましたので、よろしくお願いします。以上です。

村山議長　34番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」７件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたしたいと思います。

この７件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」１件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明をお願いします。

【議案第４号、４番朗読後、説明】

村山議長　では、４番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１８番　　先日、川西事務所の担当者と現地確認をしてまいりました。場所は、野口と書いてありますけども、原田地区というところで、小千谷に向かう途中の県道の今歩道を整備しているところなんですけども、原田に〇〇〇〇というのがあるんですけど、そのちょっと下がったところというか、真人側に向かったようなところになります。それで、道と住宅がかなり落差があるというか、段差がありまして、歩道を造るに当たりかなりの部分の土地が必要になるということで、現在家が建っているんですけども、それを後ろ側に移動させないといけないということで、その後ろが畑になっていまして、その畑を宅地に変更したいということでありました。よろしくお願いします。

村山議長　今担当委員より説明ございましたが、この４番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、改めてお諮りいたします。議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」この１件、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」８件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　10ページの議案第５号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は８件でございます。

【議案第５号、１８番朗読後、説明】

村山議長　この18番の案件につきましては、３番の私の担当ですので、説明します。

これは、西本町の区画整理区域内で、現在農地ですが分筆して、１枚の田んぼを２つに分けて、今そのうちのこの一部、現在の案件が売買による所有権移転につながったと。残りのところは、当面畑として、まだ買手がないので、当面は農地として残地はやっていくというような所有者のお話でした。そのほかについては、記載のとおり間違いございませんでした。以上です。

18番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では19番、説明願います。

【議案第５号、１９番朗読後、説明】

村山議長　19番の案件につきまして、担当委員、説明お願いいたします。

２番　　５月８日に松代事務所の担当者と現地を見ました。そして、22日に双方に電話で確認いたしました。古家を買ったわけですが、双方ともそこが農地であるということを知らなかったということで、違反転用となってしまって申し訳ないということでした。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　19番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では20番、説明願います。

【議案第５号、２０番朗読後、説明】

村山議長　では、20番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１３番　　16日に事務局の担当の方と現地確認をしてまいりました。その後、両者に電話で確認をいたしましたが、記載内容に間違いないということでございます。よろしくお願いをいたします。

村山議長　20番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では21番、説明願います。

【議案第５号、２１番朗読後、説明】

村山議長　では、21番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１３番　　場所につきましては、四日町にあります〇〇〇〇のすぐ裏手でございます。現地確認の後、両者に電話で確認をいたしました。記載内容に間違いないということですので、よろしくお願いをいたします。

村山議長　21番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では22番、説明願います。

【議案第５号、２２番朗読後、説明】

村山議長　22番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　先ほど５ページのほうでも説明がありましたが、面積や地番には全く先月と変わりなく、ただ変わるのがほか１名ということでございます。確認しましたが、記載のとおり間違いないということでございましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　22番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では23番、説明願います。

【議案第５号、２３番朗読後、説明】

村山議長　では、23番の案件につきましては３番の私の担当ですので、説明します。

これは、駅西の区画整理事業のところで、この場所については私の自宅の隣ということで、使用貸借権を結んでいたところですが、先般解約いたしまして、今回この売買につながったということでございます。価格等については、記載のとおり間違いないということで確認いたしました。以上です。

23番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では24番、説明願います。

【議案第５号、２４番朗読後、説明】

村山議長　では、24番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１８番　　先日、川西事務所の担当者と現地を確認してきました。その後、本人に確認いたしました。場所としては、木落の神社の道を挟んで反対側の辺りになるんですけども、現在家が建っているんですけども、その家が手狭になったために、後ろのほうに造るということで、後ろのほう少し宅地があるんですけども、その宅地だけでは収まらないので、その後ろにある畑の一部を宅地として使いたいということでありました。よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま担当委員より説明ございましたが、この案件につきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では25番、説明願います。

【議案第５号、２５番朗読後、説明】

村山議長　では、25番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　18日に担当事務局と一緒に現地を確認してきました。場所は、川治の内後というところでございます。現在、譲渡人のところに同居で住んでおりましたが、譲渡人の子供と一緒に隣の敷地に家を建てたいという申請でございます。確認したところ、記載のとおり間違いないということでございますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　25番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、改めてお諮りいたします。議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」８件の審議が終わりましたが、この８件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第４、議案第６号の農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。

この利用集積計画については、新規設定11件と一括方式による設定２件及び再設定６件、合計19件についてご審議をいただきたいと思います。

なお、これにつきましては事務局の議案読み上げは行わず、順番に担当委員より確認報告をお願いし、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず事務局より概況説明お願いします。

事務局　　12ページの議案第６号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、新規の利用権設定が11件、農用地利用集積計画一括方式が２件、再設定が６件で、合計19件でございます。以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

なお、農用地利用集積計画一括方式の案件については、15ページに機構から市への同意と県から機構への同意文書を添付してございます。農業委員会から市への意見回答は不要ですが、農業委員会は内容について確認及び承認をする必要があることから、推進委員の方はこの一括方式についても出し手、受け手への確認いただいた内容についてご報告をお願いいたします。

まずは新規案件につきまして、会長が推進委員を指名しますので、担当地区

案件を一括で報告願います。一括方式案件につきましては、新規案件の報告終了後に改めて会長が推進委員を指名しますので、報告をお願いいたします。いずれも指名を受けた推進委員はページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長　では、これより確認報告いただきたいと思います。まず、２番推進委員、確認報告お願いいたします。

（推）２番　13ページの177番です。この20日に譲受人のところへ行って確認をしてまいりました。記載どおり間違いないということでございますので、よろしくお願いします。

村山議長　では次に、12番推進委員、お願いいたします。

（推）１２番　13ページの178番です。両者に電話で確認しました。記載に間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、13番推進委員、お願いします。

（推）１３番　176番の記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、21番推進委員の案件、今日欠席でございますので、12番農業委員、お願いいたします。

１２番　　21番推進委員欠席のため、農業委員12番が代わりに報告します。

14ページの182番、両者に確認済みで、間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、22番推進委員の案件、欠席でございますので、農業委員４番委員、お願いします。

４番　　22番推進委員が欠席のため、報告いたします。12ページの175番なんですけども、22日、22番推進委員から両者に確認した、記載に間違いないという報告を受けました。よろしくお願いします。

村山議長　次に、23番推進委員、お願いします。

（推）２３番　12ページの受付番号173番と174番、この２件の両者に確認しました。記載どおり間違いございませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　次、25番推進委員、お願いします。

（推）２５番　お願いします。13ページの180番です。今まで作っていた本人が亡くなったために作り手がいなくて、新しく新規に作ってくれるということであります。期間が令和５年６月１日から７年の３月31日で、こういう場合は１年間と

カウントするのか、２年間とカウントするのか、ちょっと分かりませんけども、どうなんでしょうか。申出書の原本には２年間と書いてありますけども、これはどうなるんでしょうかね。期間はこのとおりなんですけど、今年度と来年度と作ってくれるということであります。ちょっと表現の仕方は、１年とカウントするのか、２年とカウントするのか、よく分かりませんけども、本人には確認してありますので、このとおりなんですが、期間だけ１年間か２年間かちょっとよく分かりません。

村山議長　では次に、26番推進委員、お願いします。

（推）２６番　13ページ、179番、14ページ、181番の両者に確認をいたしました。記載のとおり間違いございませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、27番推進委員、お願いします。

（推）２７番　14ページの183番です。両者に電話で確認いたしました。記載どおり間違いありませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、一括方式による確認報告お願いいたしたいと思います。16ページになりますが、18番推進委員、お願いいたします。

（推）１８番　受付番号31番、32番、ともに確認いたしました。記載のとおりです。よろしくお願いいたします。

村山議長　以上で新規設定について各委員さんから確認報告いただいたわけですが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

１点、180番の案件、25番推進委員、ちょっとよろしいでしょうか。これは、２年間というか、今年、来年作付する、それ以降については特にお話はなかったということでよろしいんでしょうか。

（推）２５番　正直言うと作ってくれる人がいなくて、とにかく頼むということで、まあしようがないかということで、取りあえず２年間作って、その後はまた考えるということだと思います。

村山議長　了解いたしました。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございましたら、この計画に基づいて利用権の設定について公告お願いしたいと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

（異議なし）

村山議長　では次に、日程第５、議案第７号「農用地利用集積等促進計画案に対する意

見について」ご審議いただきたいと思います。

事務局、説明願います。

事務局　19ページの議案第７号をご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。令和４年度までは農地利用配分計画案としてお諮りしていたものでございます。向かって左側でございます。農林課からの意見聴取についてを掲載しております。向かって右側にはそれに対する農業委員会の意見を掲載しております。

続きまして、20ページをご覧ください。今回、意見を求められている計画案でございます。右端の備考欄に記載のとおり、令和４年12月の総会でお諮りして許可が出た案件ですが、今回は借受者の変更による権利移転が１件でございます。借受者氏名欄に記載された方が新たな耕作者となります。

19ページにお戻りください。19ページ、右側、この案件に対する農業委員会の意見につきまして、意見１番の土地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から異議ないものと認めますとして農林課に送付したいと思います。ご審議をお願いいたします。

村山議長　この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、改めてお諮りいたします。この計画案に異議なしで回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように回答させていただきます。

それでは、以上をもちまして議案は全て終了いたしましたので、第36回総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。